

足場の組立て等作業主任者 技能講習 ご案内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第6号）

建設業労働災害防止協会 青森県支部

（略称：建災防）

労働安全衛生法第14条（作業主任者）の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）張出し足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任しその者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。

当支部では、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施いたしますのでこの機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

1. 受講資格

【経験年数】

(1) 足場の組立て・解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。

※ 平成29年7月以降は、『足場の組立て等特別教育』を修了した者でなければ作業に従事できないため、年数に満たない者は特別教育を修了した後に、平成29年6月30日までの経験年数に加算して下さい。

(2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者は、足場の組立て・解体又は変更に関する作業に2年以上従事した経験を有する者。

（※ 卒業証明書等（写）を添付すること）

(3) その他、厚生労働大臣が定める者。

2. 講習科目及び時間 ※ 計13時間 講習

【1日目】 ① 作業の方法に関する知識 (7.0時間)

【2日目】 ② 工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識 (3.0時間)

③ 作業者に対する教育等に関する知識 (1.5時間)

④ 関係法令 (1.5時間)

3. 講習科目の受講一部免除

- (1) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
- (2) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する、職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。

4. 受講料

区 分	受講科目 時 間 (前ページ参照)	合 計		内 訳	
				受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
全 科 目	13時間	会 員	12,716 円	11,000 円	会 員
		非会員	12,914 円		
一 部 免 除	③④ 3時間	会 員	8,716 円	7,000 円	1,716円
		非会員	8,914 円		非会員
	④ 1.5時間	会 員	6,716 円	5,000 円	1,914円
		非会員	6,914 円		

5. 修了試験

講習2日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

6. 修了証

所定の科目を受講し、かつ修了試験合格者には、1週間程で『足場の組立て等作業主任者技能講習修了証』を送付致します。

7. 講習日時及び会場

日 時：令和 6年 7月 1日（月）～ 7月 2日（火） 9：00 ～
会 場：株式会社下北建設センター 2階 「大会議室」

8. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書：所定の申込書に必要事項をご記入ください。
- (2) 写 真 1 枚：胸上タテ3cm × ヨコ2.4cm、1年以内に撮影したもので無帽・無背景・カラーのものを申込書の貼付けること。
- (3) 受 講 料：前納制です。下記①～②にて対応すること。
 - ① 建災防下北分会へ直接納の場合
受講申込書と一緒に講習代金を持参して納付する

- ② 建災防下北分会の指定口座へ現金振込の場合
受講申込書は郵送すること。講習代金は振込前後どちらでも良いので連絡を必須とする。また、手続き完了後、領収書・受講票・カリキュラムを送付します。

青森銀行 むつ支店 普通 3095272
建設業労働災害防止協会青森県支部下北分会

- (4) 受講一部免除を受けようとする者は、講習科目の受講一部免除における有資格証(写)を申込書裏面に添付すること。なお、資格証を有していても添付の無い場合は、免除無しで全科目受講する者とみなします。
- (5) 旧姓等の併記を希望する方は、『旧姓又は通称』記入欄に記入の上、旧姓等を確認できる書類を添付すること。

9. 受講定員及び受付開始～締切

申込み(受付)開始日：6月3日(月)～6月21日(金)です。

- ① 1回あたりの受講定員は30名とし、締切りは講習日の10日前までとします。
- ② 締切り前であっても定員に達した場合は受付を終了致します。
- ③ 受講定員に満たない場合は延期又は中止になる事もございます。

10. その他

- (1) 事前予約(申込み)をする際は、申込み(受付)開始日より申込書を、申込先へFAXの上、申込先へ必ず電話連絡をすること。
顔写真は貼付けて無くても構いません。
- (2) 請求書及び見積書が必要な場合は、申込先へ連絡願います。
- (3) 開講1週間前のキャンセル又は欠席した場合の受講料等は返金できません。
- (4) 講習の詳細については建災防青森県支部 (<https://www.ao-kensaibou.com/>) ホームページに掲載しますので電話にて、お問い合わせ下さい。
- (5) 受講当日は、時間厳守とします。
- ※ 業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り、携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。
- (6) 講習会場は、駐車場に車を十分に止めることができます。
- (7) コロナウィルス5類感染症移行後になりますので、マスク着用については個人の判断に委ねます。

11. 問い合わせ先・申込先

◆ 建設業労働災害防止協会 青森県支部下北分会（略称：建災防下北分会）

〒035-0073

むつ市中央2丁目3-45号（株）下北建設センター内

TEL：0175-24-1016

FAX：0175-24-1688

